

福島県立葵高等学校父母と教師の会会則

第1章 総則

第1条 (名称及び事務局)

本会は、福島県立葵高等学校父母と教師の会と称し、事務局を福島県立葵高等学校内に置く。

第2条 (目的)

本会は、学校・家庭及び地域社会との連携を密にして、本校教育の充実に努め、生徒の心身の健全な育成を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

第3条 (会員)

本会は、本校生徒の保護者及び同校職員をもって組織する。

第4条 (事業)

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校教育の充実振興に関する事業
- 2 家庭と学校及び社会教育の振興に関する事業
- 3 生徒の健全育成、健康増進及びその他の厚生に関する事業
- 4 会員相互の教養並びに親睦に関する事業
- 5 他校PTA並びにその他の機関との連絡協力に関する事業
- 6 その他本会目的達成に関する事業

第2章 役員

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名 (内2人は教職員)
- 3 監査 3名
- 4 幹事 若干名

第6条 (役員を選出)

会長・副会長及び監査は、役員選考委員会で選考し、総会の承認を得るものとする。幹事は、会長が委嘱する。

第7条 (役員任期)

役員任期は1年とし、再任は妨げない。

第8条 (役員任務)

本会の役員任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監査は本会の会計を監査する。
- 4 幹事は本会の会務を掌り、その執行の任にあたる。

第3章 会議

第9条 (総会)

本会の総会は、毎年1回年度当初に開き、会務報告、決算承認、事業計画及び予算の審議、役員選出、その他重要事項を審議する。ただし、必要に応じて会長は、臨時総会を開くことができる。

第10条 (役員会)

役員会は、会長・副会長・監査及び幹事をもって構成し、本会の運営、企画、重要事項の審議を行うため会長が必要に応じて招集する。

第11条 (常任委員会)

常任委員会は、本会の役員及び各委員会の委員長・副委員長をもって構成し、緊急な会務が生じた場合に、会長が必要に応じて招集する。

第4章 委員会

第12条 (委員会)

本会の事業を運営するため、次の委員会を置く。

- 1 総務委員会
- 2 広報委員会
- 3 健全育成委員会
- 4 進路対策委員会
- 5 学年委員会

第13条 (委員会の構成)

各学年に学年委員会を置く。学年委員は、総務、広報、健全育成、進路対策のいずれかの委員会に分属し、各委員会の事業の計画及び実施にあたるものとする。なお、各委員会に互選による委員長1名、副委員長2名を置く。

第14条 (委員会の事業)

各委員会の事業分掌は、次のとおりとする。

- 1 総務委員会は、本会の企画、財務、研修及び福利厚生に関する事業、その他いずれの委員会にも属さないことを処理する。
- 2 広報委員会は、会員相互の親睦及び広報に関する事業を行う。
- 3 健全育成委員会は、生徒の校外における生徒指導に関する事業を行う。
- 4 進路対策委員会は、生徒の進路指導の充実及び学力の向上に関する事業を行う。
- 5 学年委員会は、学年別に応じて、生徒指導、学業指導及び進路指導に関する事業を行う。

第5章 会計

第15条 (経費)

本会の経費は、会費、事業収益金、寄付金その他の収入をもってこれに充て、入会金は、2千円、会費は、年7千9百円とする。なお、保護者会員の場合は生徒1名ごとに納めるものとする。

第16条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 購買部

第17条 (購買部の設置)

本会に購買部を置く。

第18条 (購買部の会計)

購買部の会計は、特別会計とする。

第7章 補則

第19条 (顧問)

本会に顧問若干名を置く。

顧問は、会長が必要と認めたものを推薦し、総会の承認を得るものとする。

顧問は、会長の諮問に応えるものとする。

第20条 (支部会)

会員は、各地区に支部会を置くことができる。

第21条 (帳簿)

本会に次の帳簿を備える。

- 1 会員名簿 (支部別会員名簿を含む。)
- 2 役員名簿
- 3 記録簿
- 4 会計に関する一切の帳簿及び書類

第22条 (細則)

本会の細則は、常任委員会の決議をもってこれを定めることができる。

第23条 (会則の改正)

本会会則の改正は、総会において、出席会員の過半数の同意を得ることが必要である。

附則

この会則は平成14年4月1日から実施する。

この会則は平成20年4月1日から実施する。

この会則は平成23年4月1日から実施する。

この会則は平成29年4月1日から実施する。

平成27年度及び平成28年度に入学した生徒に係る会費の免除については、なお従前の例によるものとし、申請により免除することができる。

細則

役員選考委員会

第1条 役員選考委員会は、本会会則第6条に基づき必要なときにこれを設置し、任務の終了をもって解消する。

第2条 役員選考委員は、学年委員から各学年2名ずつ会長が委嘱する。委員会に、互選による委員長1名、副委員長1名、書記1名を置く。

支部会

第3条 (支部会の活動)

各地区に支部会を置き、次の活動を行うことができる。

- 1 会員相互の教養並びにその他厚生に関する活動
- 2 生徒の健全育成、健康増進及びその他厚生に関する活動

第4条 (支部会の役員)

各支部会に、会員互選による支部長1名、副支部長1名を置く。

福島県立葵高等学校父母と教師の会会則 新旧対照表

新	旧
<p>第15条 (経費)</p> <p>本会の経費は、会費、事業収益金、寄付金その他の収入をもってこれに充て、入会金は2千円、会費は年7千9百円とする。なお、保護者会員の場合は生徒1名ごとに納めるものとする。</p>	<p>第15条 (経費)</p> <p>本会の経費は、会費、事業収益金、寄付金その他の収入をもってこれに充て、入会金は2千円、会費は年7千9百円とする。<u>ただし、会費の納入が著しく困難であると認められる場合は、申請により免除することができ、その基準は県に準ずるものとする。</u>なお、保護者会員の場合は生徒1名ごとに納めるものとする。</p>
<p>附則</p> <p>この会則は平成14年4月1日から実施する。 この会則は平成20年4月1日から実施する。 この会則は平成23年4月1日から実施する。 この会則は平成29年4月1日から実施する。</p> <p><u>平成27年度及び平成28年度に入学した生徒に係る会費の免除については、なお従前の例によるものとし、申請により免除することができる。</u></p>	<p>附則</p> <p>この会則は平成14年4月1日から実施する。 この会則は平成20年4月1日から実施する。 この会則は平成23年4月1日から実施する。</p>

福島県立葵高等学校生徒活動後援会会則

第1条 (名称及び事務局)

本会は、福島県立葵高等学校生徒活動後援会と称し、事務局を福島県立葵高等学校内に置く。

第2条 (目的)

本会は、生徒活動の充実振興、施設及び設備等の充実を図ることを目的とする。

第3条 (会員)

本会は、本校生徒の保護者及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第4条 (事業)

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種体育大会、学術大会出場経費等の援助
- 2 施設、設備の整備充実
- 3 記念行事等に関する事業
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 監査 3名
- 4 幹事 若干名

第6条 (役員を選出)

会長・副会長及び監査は、役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。幹事は会長が委嘱する。

第7条 (役員任期)

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条 (役員任務)

本会の役員任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監査は本会の会計を監査する。
- 4 幹事は本会の会務を掌り、その執行の任にあたる。

第9条 (会議)

総会は毎年1回年度当初に開き、重要事項を審議する。ただし、必要に応じて会長は、臨時総会を開くことができる。役員会は会長が必要と認めた場合に招集する。

第10条 (経費)

本会の経費は、入会金、会費及び協賛金等の収入をもってこれに充て、入会金は、5千円、会費は、年1万円とする。

第11条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 (顧問)

本会に顧問を置くことができる。

顧問は、会長が必要と認めたものを推薦し、総会の承認を得るものとする。

第13条 (帳簿)

本会に次の帳簿を備える。

- 1 役員名簿
- 2 会計簿
- 3 記録簿

第14条 (会則の改正)

本会会則の改正は、総会において、出席会員の過半数の同意を得なければならない。

附則

この会則は平成14年4月1日から実施する。

この会則は平成23年4月1日から実施する。

この会則は平成29年4月1日から実施する。

平成27年度及び平成28年度に入学した生徒に係る会費の免除については、なお従前の例によるものとし、申請により免除することができる。

福島県立葵高等学校生徒活動後援会会則 新旧対照表

新	旧
<p>第10条（経費）</p> <p>本会の経費は、入会金、会費及び協賛金等の収入をもつてこれに充て、入会金は5千円、会費は年1万円とする。</p> <p>附則</p> <p>この会則は平成14年4月1日から実施する。</p> <p>この会則は平成23年4月1日から実施する。</p> <p>この会則は平成29年4月1日から実施する。</p> <p>平成27年度及び平成28年度に入学した生徒に係る会費の免除については、なお従前の例によるものとし、申請により免除することができる。</p>	<p>第10条（経費）</p> <p>本会の経費は、入会金、会費及び協賛金等の収入をもつてこれに充て、入会金は5千円、会費は年1万円とする。 <u>ただし、会費の納入が著しく困難であると認められる場合は、申請によりこれを免除することができ、その基準は県に準ずるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この会則は平成14年4月1日から実施する。</p>

父母と教師の会慶弔規程

第1条 この規程は、福島県立葵高等学校父母と教師の会慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 慶弔に関する項目及び金額については、別表の通りとする。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

項 目		金 額	
教職員	死 亡	本 人	弔電・花輪と3万円
		配偶者	弔電・花輪と1万円
	罹 災	本 人	1万円
父母(及び父母に準ずる者)及び生徒	死 亡	父 母	弔電・花輪と3万円
		生 徒	弔電・花輪と1万円
	罹 災	父 母	1万円

備考

- 1 「教職員」とは常日勤務者とし、その他の教員については、その都度会長の先決によるものとする。
- 2 会長は、実情に応じて専決することができる。